

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定住宅用地譲渡の認定	
根拠法令・条項	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項、第38条の5第9項又は第39条の98第9項	
所 管 課	都市計画部 都市計画課	
審 査 基 準	<p>次に掲げるすべての基準に該当すること。</p> <p>(1) 譲渡に係る面積が、次に掲げる区域に応じて、それぞれ次に定める面積以上であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 市街化区域 2,000㎡以上</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 市街化調整区域 5,000㎡以上</p> <p>(2) 新築された住宅又は住宅の敷地の用に供される宅地の分譲の事業を行う宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に対する譲渡であること。</p> <p>(3) 宅地の譲渡を受けた者が当該宅地の上に自己の計算により住宅を新築し、かつ、新築した住宅とともに当該宅地を公募の方法により譲渡するものであること又は当該宅地の譲渡を受けた者が当該宅地を公募に係る応募者に対し譲渡することを約し、かつ、当該宅地の上に住宅を請負の方法により新築するものであることが確実であると認められること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3週間
	標準処理期間を設定できない理由	